

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三協立山株式会社			コード	5932		
提出日	2024/8/7		異動（予定）日	2024/8/28			
独立役員届出書の提出理由	<ul style="list-style-type: none">2024年8月28日の定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため新たに篠田 寛子氏を選任候補者として付議するため独立性判断基準改定に伴い、社外役員の属性情報変更のため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	篠田 寛子	社外取締役	○														○	新任	有
2	長谷川 弘一	社外取締役	○							△								訂正・変更	有
3	荒牧 宏敏	社外取締役	○														○		有
4	戸田 和範	社外取締役	○														○		有
5	吉川 美保	社外取締役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	経営コンサルティング会社にて人事・採用支援に従事した後独立し、1997年有限会社クレオを設立しております。女性活躍推進やダイバーシティ戦略に経験と知識を有しているとともに、企業勤務経験より人事に関する知識を有しております。選任後は女性活躍推進やダイバーシティの専門的見地から助言・提言をいただき当社の経営・監督機能強化に尽力いただくことを期待しております。同氏はこれまでに当社及び当社グループの業務執行に携わった経験がなく、直接の利害関係がないことから、経営陣と独立した立場で当社の監督機能や取締役会での意思決定の実効性強化に貢献いただけすると判断しております。また当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	長谷川弘一氏は、2008年まで当社の主要な取引銀行である株式会社日本政策投資銀行の業務執行者でありました。同氏は同行の業務執行者を離れてから3年以上経過しており、独立性を有しているものと判断しております。	政府系金融機関及び国家公務員共済組合連合会での長い勤務経験から、財務、企業融資及び機関投資家としての資金運用に関する経験と豊富な知識を有しております。これらを当社経営の監査・監督に生かしていただくため、引き続き社外取締役に選任しております。2021年8月当社社外取締役就任後は幅広い経営的視点や財務会計及び資金運用の専門的見地からの助言・提言をいただき、当社の経営・監督機能強化に尽力いただいております。同氏の経験を踏まえた公正性、公平性のある意見とともに適正な監査が期待でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	該当なし	日本精工株式会社の執行役専務として経営に携わり経営者視点での高い知見を有しております。また長らく技術部門を担当しており、技術部門の豊富な経験と知識も有していることから、これらを当社経営の監査・監督に生かしていただくため、引き続き社外取締役に選任をしております。2021年8月当社社外取締役就任後は技術部門、生産部門に関して専門的見地からの助言・提言をいただき、当社の経営・監督機能強化に尽力いただいております。同氏の経験を踏まえた公正性、公平性のある意見とともに適正な監査が期待でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	該当なし	税理士の資格を有し長く税務行政に携わるなど、税務及び会計に豊富な経験と知識を有しておりますこれらを当社経営の監査・監督に生かしていただくため、引き続き社外取締役として選任をしております。2023年8月当社社外取締役就任後は税務、監査の専門的見地からの助言・提言をいただき、当社の経営・監督機能強化に尽力いただいております。同氏の経験を踏まえた公正性、公平性のある意見とともに適正な監査が期待でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	該当なし	弁護士として経験と知識を有しているとともに企業勤務経験よりITに関する知識と高度情報処理技術者の国家資格を有しております。これを当社の経営・監督に生かしていただくため引き続き社外取締役として選任をしております。2022年8月当社社外取締役就任後は弁護士、ITに関する専門的見地からの助言・提言をいただき、当社の経営・監督機能強化に尽力いただいております。同氏の経験を踏まえた公正性、公平性のある意見とともに適正な監査が期待でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

(独立性判断基準)

当社では、社外取締役の選任に際して以下の基準により独立性を判断しています。

以下のいずれかに該当する場合は、独立性を有しない。

1. 当社グループの現在の業務執行者又は当社グループの業務執行者であった者
2. 第1号に該当していた者で、当該先の業務執行者でなくなつてから10年に満たない者
3. 以下に該当する当社の主要な取引先若しくはその業務執行者
 - ①当社の継続的な取引先で、当社販売総額の1%以上、かつ、当該会社の仕入額に占める当社販売額が10%以上。
 - ②取引金融機関のうち、当社総借入額に占める当該金融機関からの借入額が10%以上。
4. 以下に該当する当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者
 - ①継続的な取引先で、当社仕入総額の1%以上、かつ、当該会社の売上に占める当社仕入額が10%以上。
5. 取締役の相互兼任の関係にある会社
 - ①当社の出身者が社外役員となっている会社であつて、当該会社の出身者が当社の社外取締役である場合。
 - ②当社の社外取締役本人が取締役に就任している会社又は取締役に相当する役員に就任している会社において、当社の取締役に相当する役員に就任している場合。
6. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
7. 当社が多額の寄付を行つてゐる先又はその出身者
8. 第3号から第7号までに該当していた者で、当該先の業務執行者でなくなつてから3年に満たない者
9. 次のaからcまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の二親等内の親族又は同居の親族
 - a 第1号から第8号までに掲げる者
 - b 当社又は当社子会社の業務執行者
 - c 最近においてbに該当していた者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行つてゐる先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。